【件名】豪州渡航の際の出発前検査(1月22日(金)以降のフライト対象)(COVID-19 関連)

## 【ポイント】

●1月8日(金)付の当館領事メールでお伝えしておりました豪州渡航の際の出発前検査について、細部が判明しましたのでお知らせします。1月22日(金)から豪州への渡航に際して、出発前72時間以内のPCR検査(陰性証明)が必要となります。日本に一時帰国等されている方で、豪州に戻られる際はご注意ください。

## 【本文】

- 1 1月8日(金)付の当館領事メールでお伝えしておりました豪州渡航の際の出発前検査について、1月22日(出発地の現地時間)以降に出発するフライトで豪州に渡航する方は、チェックイン時に COVID-19 検査の陰性証明を提示する必要があります。
- 2 当該検査については、フライト(豪州渡航のために1つ以上の乗継便を予約している場合は最初のフライト)出発予定時刻の72時間以内にPCR検査を受ける必要があります。
- 3 当該検査の陰性証明には、英語で記載された以下の情報を含める必要があります。陰性証明は紙ベースのものが望ましいですが、必要な情報を含む電子データ(Eメールやテキストメッセージに埋め込まれた文書等)での提示も可能です。
- (1) 旅行者の氏名、生年月日
- (2) 検査結果 (例: [negative], [not detected])
- (3) 檢查方法 (例:「PCR test」)
- (4) 検体採取日
- (5) 検査結果の承認日、承認者の氏名
- (6) 検査実施機関 (laboratory / clinic / facility) の名称、住所
- (7) 検査実施機関(laboratory)の所属する認定機関(分かる場合)
- 4 搭乗時に4歳以下の子供は当該検査が不要です。その他脆弱な方は当該検査が免除される場合があります(免除の可否は豪州政府が判断)。
- 5 豪州をトランジットで通過するだけの方も当該検査が必要です。
- 6 ニュージーランドからの隔離なし (green zone) フライトで豪州に渡航する方は、当該 検査が不要になります。
- 7 COVID-19 ワクチン接種者も当該検査が必要です。

(その他詳細は、以下、豪政府ウェブサイトを参照ください)

https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert/coronavirus-covid-19-restrictions/coronavirus-covid-19-advice-for-international-travellers/frequently-asked-questions-international-passengers

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話:02-6273-3244(代表)

FAX: 02-6273-1848

メール: consular@cb. mofa. go. jp

大使館 HP: https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト: https://www.australia.gov.au/

ACT政府コロナウイルス関連サイト: https://www.covid19.act.gov.au/

豪内務省コロナウイルス関連サイト: https://covid19.homeaffairs.gov.au/

豪内務省コロナウイルス関連サイト(日本語):

https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja

豪保健省コロナウイルス関連サイト: https://www. health. gov. au/news/health-

alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert

※当館はACT (首都特別地域)を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館(NSW州、NT(北部準州)管轄)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

在メルボルン総領事館(VIC州, SA州, TAS州管轄)

https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

在ブリスベン総領事館(QLD州管轄)

https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

在パース総領事館(WA州管轄)

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop\_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete